

# 藤沢市図書館・図書室団体貸出利用案内

## 利用できる団体

藤沢市内で読書普及活動を行う地域団体、福祉団体、社会教育団体等

## 登録

- ・登録手続きは市内全ての図書館・図書室で行えます。
- ・「団体貸出登録届出書」を記入の上、資格確認書類をご提示ください。
- ・登録した図書館カードは市内全ての図書館・図書室で利用できます。

## 資格確認書類

- ・団体の住所表記のある書類
  - ・所属証またはそれに該当するもの（会員名簿等を含む）
  - ・本人確認書類
- ※団体によって登録確認書類が異なります。

## 有効期限

- ・登録を受けた年度の3月31日まで
  - ・有効期限後も継続利用される場合は更新手続きが必要です。  
登録時と同じ資格確認書類をお持ちください。
- ※登録内容に変更がある場合はお知らせください。

## 貸出

- ・貸出期間・・・30日間
- ・貸出冊数・・・100冊まで（図書室での貸出は30冊まで）
  - ※資料の取り寄せ（予約）はできません。
  - ※資料によっては貸出冊数を制限させていただく場合があります。
  - ※視聴覚資料（CD・DVD等）は貸出できません。
- ・貸出の際に本のタイトル、貸出期限、貸出冊数記載の「貸出資料リスト」をお渡ししますので資料の保管・管理をお願いします。

## 返却

- ・貸出した図書館・図書室にお返しください。

## その他

- ・貸出・返却の際は図書館カードをお持ちください。
- ・来館・来室される際は事前に予定日・時間等をお知らせください。
- ・資料を紛失、破損した場合は貸出した図書館・図書室にお申し出ください。  
同一資料で弁償していただく場合があります。
- ・ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。